

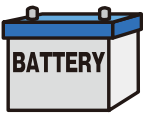
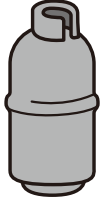
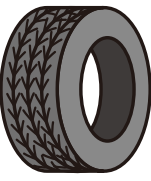

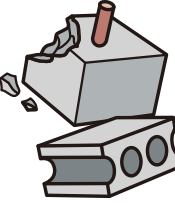

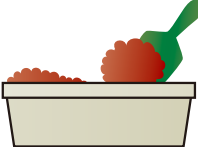


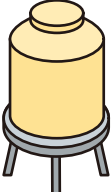


自分の責任できちんと処分してね!

町では収集しないごみ

町では収集しないごみの主な品目

買ったところに引き取ってもらうか、専門の処理業者に処理させてください

 バッテリー	 ガスボンベ	 タイヤ	 自動車の部品	 ブロック・コンクリート	 ボタン電池 充電式電池
 消火器	 土	 農薬・劇薬・ペンキ等 (液体の入ったもの)	 医療系廃棄物 (薬注ビンなど)	 水タンク	※ボタン型の電池はリサイクル協力店へ処分を依頼してください。 充電式電池のうち、JBRC回収対象物であれば保健相談センター窓口で引き取ります。

●火薬類 ●バイク
●ボート ●その他
●石油類(ガソリン等)
●ソーラーパネル

※消化器リサイクルセンター窓口へ処分を依頼してください。

一時多量ごみ

引っ越し等による多量のごみは、保健衛生課(北谷町保健相談センター内 TEL982-7033)にて許可証(無料)をもらい、自分で倉浜衛生施設組合(沖縄市池原3394番地)に運んでください。なお、その際には指定ごみ袋や粗大ごみ処理券の使用や内容等の確認が必要です。

事業系一般廃棄物 (事業所から出るごみ)

事業系一般廃棄物とは、事業所や飲食店、商店等の事業活動に伴って生じたごみをいいます。事業活動とは、単に営利を目的とするもののみならず、教育や社会福祉、公共サービスなどの事業も含まれます。これらのごみは、法令に基づき自ら処理するか、町の許可業者と契約して搬入(有料)させてください。また、**事業系一般廃棄物も排出の際には生活ごみに準じた分別が必要です。**

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じたごみのうち燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、建設廃材などをいいます。これらのごみの処理は法令により、事業者自身の処理責任となっています。自ら処理することができない場合は、産業廃棄物処理業者に委託(有料)してください。詳しくは、沖縄県環境整備課(TEL:098-866-2231)にお問い合わせください。

ごみ減量のポイントは4つのR (アール)

Refuse (リフュース) 断る

ごみを減らすことにおいて、断ることも大切です。あとでごみとなるものはたとえタダでも断る!この心がけがごみを減らします。

Reuse (リユース) 再利用

今あるものをできる限り利用することが大切な行動です。すべてのものに愛情を持ち、大切に長く使いましょう。



Reduce (リデュース) 減らす

家庭から出るごみを減らすことは無駄をなくすこと。ごみとなるものを買わない、持ち込まないこともリデュースです。

Recycle (リサイクル) 再資源化

ごみは資源です!きちんとした分別とリサイクルで、ごみをかなり減らすことができます。また、リサイクルされた製品をみんなですることも大切です。